

- 委任状の記入日と、下部の委任事項にもチェックを忘れないでください。
- 委任者がご病気などの理由で自筆できない場合は、窓口に来られる方以外の第三者に、全て代筆してもらい、代筆者欄へのご記入をお願いします。

【記入例】仕事で来庁できない子が、その妻に委任する場合

委任状

委任状を書いた日をご記入ください。

令和 3 年 6 月 20 日作成

① お亡くなりになった方の欄

住所 **高知市本町 5 丁目 1 番 45 号**
氏名 **高知 太郎** 生年月日：T・**㊦**・H **10 年 1 月 3 日**
本籍 **高知市本町 5 丁目 1 番**
お亡くなりになった日 **R 3 年 6 月 10 日**

② 委任者（頼む方）の欄

お亡くなりになった方 からみた続柄（配偶者 **㊦**・父母・孫・祖父母・その他（ ））

住所 **香川県高松市番町 1 丁目 8 番 15 号 OXマンション 101**
氏名 **高知 一男** **㊦** **㊦** 生年月日：T・**㊦**・H **45 年 5 月 5 日**
連絡先電話番号 **080-1234-5678**

住所
 ①と同じ
 ②と同じ

（注意）お手続きによっては、委任者の優先順位が決まっている場合があります。

私は、次の者を代理人（頼まれて窓口に来る方）と定め、下記の事項を委任します。

③ 代理人の欄

住所
氏名 **高知 花子**

住所
 ①と同じ
 ②と同じ

※委任状の代筆について

委任者による記入ができず、代筆する場合は、以下の項目をご記入ください。
なお、代筆者は、代理人以外の方にしてください。

代筆の理由		住所 <input type="checkbox"/> ①と同じ
代筆者	住所 氏名	<input type="checkbox"/> ②と同じ <input type="checkbox"/> ③と同じ

委任事項 ※委任する事項に必ず頼む人が を付けてください。

（印がない場合は、その事項について委任されていないこととなりますので、注意してください。）

高知市役所における相続手続きに関する一切の事項（下記事項について可能な手続きすべてを委任する場合）

下記の相続手続きに関する事項のみ（すべてを委任しない場合）

- 戸籍（除籍）および改製原戸籍の謄（抄）本、戸籍の附票および住民票（除票）の写し、所得証明書、納税証明書の取得に関する一切の権限
- 固定資産税に関する証明書の取得に関する権限（注）
- 固定資産税の名寄帳の写しの取得および課税に関すること
- 特別障害者手当に関する手続き
- 障害児福祉手当に関する手続き
- 経過的福祉手当に関する手続き
- 介護保険【 郵便物等送付先変更 保険料の還付金または高額介護サービス費等給付費の申請 】に関する権限